

情報通信機器を用いた診療（オンラインでの診療）の 開始について

令和8年1月1日から情報通信機器を用いた診療（オンラインでの診療）の受診が可能になります。

当院のオンライン診療は「オンライン診療研修（厚生労働省指定）」を終了している医師が担当し、担当医師が「安全に実施可能」と判断し、患者様と「相互に合意」した場合にのみ実施されます。さらにオンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。そのため、医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療につなげる事になります。

お薬の処方にあたり、情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しないこと。というルールとホームページでの掲載が義務づけられております。ただし、当院ではオンライン診療における初診はおこなっておりません。

ご理解頂きますようよろしくお願い致します。

